

## 輪之内町広告掲載要綱

### (目的)

第一条 この要綱は、輪之内町（以下「町」という。）が保有する資産を広告媒体とし、民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めることにより、民間企業等との協働を図りつつ、町の新たな財源を確保し、もって町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (広告掲載の対象)

第二条 広告を掲載できるもの（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 町のホームページ
- 二 町が発行する刊行物、印刷物及びこれに類するもの
- 三 その他町長が広告掲載を認めるもの

### (掲載の範囲)

第三条 掲載できる広告は、町民の生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- 二 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- 三 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- 四 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、その他これらに類するもの
- 五 人権侵害、差別若しくは名誉き損となるもの又はそのおそれのあるもの
- 六 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- 七 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- 八 町が推奨しているかのような表現を含むもの、又は町の広告の一部であるかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- 九 その他掲載する広告として妥当でないと町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて個別の基準が必要な場合は、町長が別に定める。

（規制業種又は事業者）

第四条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者は、広告を掲載することができない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる暴力団その他の集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある団体

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に基づく風俗営業及び風俗営業類似の業種

三 消費者金融に関する事業者

四 たばこの製造販売に関する事業者

五 ギャンブルに関する業種

六 社会問題を起こしている事業者

七 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者

八 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続き中又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）による更生手続中の事業者

九 法令に違反している業種又は事業者

十 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

十一 町税等を滞納している事業者

十二 その他町長が不相当であると認める業種又は事業者

（広告の規格等）

第五条 広告の規格、掲載位置、枠数、広告の作成方法等は、広告媒体の使用目的を妨げない範囲内で、当該広告媒体ごとに町長が別に定める。

（広告掲載料）

第六条 広告掲載料は、広告媒体の種類、掲載位置、掲載期間、広告の規格、広告の効果、類似広告の市場価格等を勘案して、当該広告媒体ごとに町長が別に定める。

（広告の申込み）

第七条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、当該広告媒体ごとに定める広告掲載申込書に掲載しようとする広告案を添えて、町長に申し込むものとする。

（審査委員会等）

第八条 次に掲げる事項の審査、協議等を行うため、輪之内町広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 一 広告媒体に掲載する広告の内容及び掲載の可否に関すること。
- 二 申込者及び事業の内容に関すること。
- 三 その他広告掲載に関すること。

2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、次の職にある者をもって充てる。

一 委員長 参事

二 副委員長 委員の中から委員長が指名した者

三 委員 総務を担当する課長

広報を担当する課長

商工観光を担当する課長

人権を担当する課長

青少年育成を担当する課長

広告掲載を募集する所管課長

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

4 審査委員会の事務局は、経営戦略課に置く。

（会議）

第九条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長を務める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた場合は、その職務を代理する。

3 審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会の会議に係関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 審査委員会の会議を招集する時間的余裕がないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。  
(会議結果等の報告)

第十条 委員長は、前条の規定により会議を行った場合は、速やかに会議の経過及び結果を町長に報告するものとする。  
(広告掲載に係る経費負担及び提出)

第十一条 広告原稿及び広告の作成、取り付け及び掲載に要する経費は、原則として、広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)の負担とし、広告原稿は、町長が指定する期日までに提出するものとする。

(広告掲載料の納付)  
第十二条 広告掲載料は、前納を原則とし、広告主は、町長が指定する期日までに町が発行する納付書により、一括して納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第十三条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 掲載の決定を受けた広告主は、その権利を他に譲渡することができない。

(広告掲載の取り消し)

第十四条 町長は、次に掲げる場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

一 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

二 指定する期日までに広告の原稿を提出しなかった場合

三 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

四 その他、町長が特に必要と求めた場合

2 町は、前項の規定による広告掲載の取り消しにより広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(広告掲載料の還付)

第十五条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったとき

は、広告掲載料の一部又は全部を還付することができる。

(委任)

第十六条 この要綱に規定するもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。